第７期福山市障がい福祉計画・第３期福山市障がい児福祉計画（案）に係るパブリックコメントの結果報告

２０２４年（令和６年）３月

保健福祉局福祉部障がい福祉課

１　意見募集の概要と結果

　（１）　概要

　　　　ア　公表した案

　　　　　　第７期福山市障がい福祉計画・第３期福山市障がい児福祉計画（案）

　　　　イ　公表の場所

　　　　　　福山市ホームページ，障がい福祉課，市政情報室，松永保健福祉課，北部保健福祉課，神辺保健福祉課，

　　　　　　東部保健福祉課，新市支所保健福祉担当，沼隈支所保健福祉担当

　　　　ウ　意見の募集期間

　　　　　　２０２３年（令和５年）１２月１日（金）～２０２４年（令和６年）１月５日（金）　３６日間

　（２）　結果

　　　　ア　提出数

　　　　　　２６通（個人２３，団体３）

（電子メール１０，持参３，ファックス１１，郵送２　）

　　　　イ　意見の件数

　　　　　　１００件

　　　　　（ア）　意見を計画に反映したもの　　　　　　　５件

　　　　　（イ）　市の考え方を説明するもの　　　　　　６４件

　　　　　（ウ）　今後の施策の参考とするもの　　　　　３１件

　　　　　※　意見については，内容を要約しています。

※　１通の意見に複数の内容が記載されている場合，それぞれの意見の内容ごとに要旨を整理しています。

２　意見の内容と市の考え方

（１）　意見を計画に反映したもの（　５件）

| Ｎｏ | 項目 | 意見要旨 | 意見に対する市の考え方 | 類似の意見数 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | １～２ページ【１】計画策定の社会的背景と趣旨 | 国の動向にかかわらず，障害者権利条約に基づき国連障害者権利委員会が２０２２年に発表した「日本の第１回政府報告に関する総括所見」にふれてほしい。 | 表【障がいのある人を取り巻く法律や制度等の主な動き】に次のとおり文言を追加します。２０２２年（令和４年）国連の障害者権利委員会による「日本の第１回政府報告に関する総括所見」の公表 | － |
| ２ | １８ページ【１】成果目標の進捗状況【参考】施設入所を希望する待機者数 | 　待機者数の数値について，１名の待機者が複数申込をしている場合や他県の事業所を申込している場合もカウントしているのか。内訳を明確にしてほしい。 | 注釈を次のとおり修正します。※注１　２０２３年（令和５年）８月末現在※注２　広島県内の施設を希望する延人数 | １ |
| ３ | ４３ページ【１】訪問系サービス | 【見込量確保のための方策】○５つ目「重度心身障がい者」の表現は不適切と考える。 | 文言を「○　医療的ケアが必要な人や重度心身障がい者が，必要な支援を」を「○　医療的ケアなど個々のニーズに対応した適切なサービスが」に修正します。 | － |
| ４ | ４７ページ【３】居住系サービス | 現状と課題に書かれていることは，居住系サービスは病院や施設から地域生活へ移行する人に提供するサービスであって，施設入所希望者や親元から離れてグループホームで暮らしたいと願っている人は対象となっていないと読み取れる。１８ページに記載の施設入所を希望する待機者数が延べ人数３８７人，この人達も居住系サービスの利用を望んでおられるのではないか。しかし，この人達は居住系サービスの対象とならないため，課題として取り上げられないのか。延人数３８７人の生活の場の確保について計画に記載してほしい。 | 文言を「施設や病院から地域生活へ移行する人の住まいの場」を「施設や病院から地域生活へ移行する人を始めとした障がいのある人の住まいの場」に修正します。 | － |

（２）　市の考え方を説明するもの（　６４件）

| Ｎｏ | 項目 | 意見要旨 | 意見に対する市の考え方 | 類似の意見数 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | １３ページ３　療育手帳所持者の状況１６ページ６　障がい支援区分認定者の状況 | ２０２１年度から２０２２年度にかわる年のまるＡとＡの人数がほかの年に比べて変化が大きいのはなぜか。また，支援区分の区分６の変化が大きいが，療育手帳の人数の変化と連動して支援区分も変わっているのか。 | 広島県が，管理台帳を整理したことによるものと伺っています。なお，療育手帳所持者数の変化による，支援区分ごとの人数への影響はありません。 | － |
| ２ | １７ページ７　障がいのある子どもを取り巻く教育環境の状況 | 通級指導教室の利用者が減少しているのは自校通級ではない保護者の送迎の困難さが影響していると思う。通級利用の必要度にあわせて充実してほしい。障がいのある子どもたちが安心して学校生活がおくれるよう，教育委員会と連携を強力にし，療育から教育へ必要なサポートが途切れないようにしてほしい。 | 　通級指導教室の設置については，児童生徒の状況や保護者の要望等の把握に努め，市内全体の状況を踏まえながら，県教育委員会と協議し，対応しております。療育から教育への支援を引き継ぐため，就学時健康診断で，保護者の困り感の把握や，小学校区単位で保幼小の連携の会を定期的に行い情報共有しています。引き続き関係機関と連携し，保護者とともに取り組んでまいります。 | － |
| ３ | １７ページ７　障がいのある子どもを取り巻く教育環境の状況 | 情緒通級指導教室については，利用は２年生からのため，普通級で少し支援があれば安心という子もいる。普通級の担任は，発達障がいへの理解度に差があり，通級の先生ならば専門知識があるので，連携してほしい。利用しやすい体制づくりを希望する。 | 情緒通級指導教室の利用は原則２年生からとしていますが，これは学習や生活環境が大きく変化する入学後の日々の学校生活の状況を見ていくなかで指導が必要か判断するためです。情緒通級指導教室の担当者による教育相談は，１年生でも利用可能です。また，発達障がいや特別支援教育等の理解については幅広く教職員研修を行い，知識向上に努めてまいります。 | － |
| ４ | １７ページ７　障がいのある子どもを取り巻く教育環境の状況 | 特別支援学級に中学校の人数が少ないのは高校受験を有利にするために，やむを得ず通常学級に在籍をしている子どもたちがいることを聞いたことがある。障がいがあっても安心して学べる学びたい高校，大学があればと強く願う。 | 中学校の特別支援学級を卒業した生徒のうち，多くの生徒が，全日制や定時制，通信制などの高等学校や特別支援学校高等部に進学しています。また，高校進学後も広島県立及び福山市立の高等学校においては，生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供する場の充実のために通級による指導が行われています。引き続き，生徒の特性や興味・関心，保護者の要望に応じて，生徒が安心して学ぶことができる学習の場が提供できるよう取り組んでまいります。 | － |
| ５ | ２２ページ（５）就労定着支援事業の利用者数３８ページ（３）就労定着支援事業の利用者数 | ２０２３年度の一般就労移行者目標値４４人，実績値３１人中４人しか就労定着支援を利用していない。今回目標人数だけ設定されているのはなぜか。 | 国の指針に定める目標設定内容が変更されたことに伴い，この度の計画では４月から９月に一般就労へ移行する人に限らず，就労定着支援全体の利用者数を目標値としています。 | － |
| ６ | ２４ページ【２】障がい福祉サービス等の進捗状況１　訪問系サービス | 居宅介護の利用者数について，１人の人が月に身体介護と家事援助と通院等介助（身体有）を利用した場合，カウントは１人，２人，３人のどれになるのか。 | 身体介護や家事援助等の複数のサービスを同一人が利用した場合，利用者数は１人として計上しています。 | － |
| ７ | ２４ページ【２】障がい福祉サービス等の進捗状況１　訪問系サービス４４ページ【１】訪問系サービス | 重度訪問介護について知的障がい者の利用者数と身体障がい者の利用者数は分けたほうがよいのではないか。 | 障がい福祉サービスを利用する人には，身体と知的，身体と精神など，複数の障がいのある人がいます。そのため一律に障がい種別ごとに見込量を設定することは困難です。 | － |
| ８ | ３４ページ【１】福祉施設入所者の地域生活への移行 | ２０２６年度末までに３．２％（１１人）が地域生活へ移行とあるが，２０２３年度末の実績が０．８％（３人），更に待機者３８７人という実態の中で，数値目標にこだわることは意味がないのではないか。 | 施設入所者の地域移行者数の目標数値については，国が示した指針に基づき設定することとなっています。本市としてもこの目標は重要と考えるため，設定しております。 | － |
| ９ | ３７～３８ページ【３】福祉施設からの一般就労への移行 | 就労移行支援・就労継続支援Ａ型，Ｂ型それぞれの分母を明らかにして各施設の一般就労移行者の割合を数値目標化すべきではないか。 | 一般就労の移行者数等については，国が示した指針を参考に，本市の実情を勘案して設定したものです。 | － |
| １０ | ３７～３８ページ【３】福祉施設からの一般就労への移行 | 福祉的就労からの移行について，就労している人数だけ見ているとあたかも障がい者に働かない原因があるかのように見える。就労継続支援はもともと一般就労を目標にした事業として出発していなかったのではないか。 | 一般就労の移行者数等については，国が示した指針を参考に本市の実情を勘案し設定したものです。また，就労継続支援は，生産活動等の機会の提供，就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援等を行うものであると考えています。 | － |
| １１ | ３９ページ（４）就労定着支援事業の就労定着率 | 就労定着率を問うよりも就労定着支援事業所を増設することが課題ではないか。 | 引き続き，就労定着支援事業所の参入の促進に取り組んでまいります。 | － |
| １２ | ４０ページ【４】障がい児通所支援の提供体制の整備等（１）児童発達支援センター | 児童発達支援センターの設置数，５箇所で充実と記載されているが，本当に足りているのか。センターに入りたくても募集人数よりも応募人数が多くて入れない子が多くおり，足りてないというのが現実ではないか。 | 本市では現状維持の５か所で目標設定しています。同センターは地域の障がい児やその家族への相談，障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど，地域の中核的な療育支援施設として大変重要と考えています。そのため，４０ページの表中②のとおり，児童発達支援センターや通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を「充実」させることを目標としています。 | － |
| １３ | ４０ページ【４】障がい児通所支援の提供体制の整備等（１）児童発達支援センター | 児童発達支援センターの報酬改定が必要なのではないか。改定が難しいならば市の施設であるなら補助は可能なのではないか。 | 児童発達支援の報酬単価は，国の基準に従って設定しているため，本市が単独で改定することは困難です。今後示される報酬改定等の内容を注視し，効果的な方策について引き続きの検討してまいります。 | － |
| １４ | ４３ページ【１】訪問系サービス | 報酬単価が低いことや，担い手の不足などにより，ヘルパーが不足している状況がある。報酬単価の改定やヘルパー養成への支援などの政策により，ヘルパー不足を解消してほしい。 | ヘルパー事業の人材不足は従来から課題であると認識しております。報酬単価については国の基準に従って設定しているため，本市が単独で改定することは困難です。福祉人材の確保に取り組み，職員の処遇改善に関する加算の取得勧奨を行うなど，サービス提供体制の充実に努めてまいります。 | １ |
| １５ | ４３ページ【１】訪問系サービス | ４７ページの居住系サービスの現状と課題にアンケート結果として「必要な在宅サービスが適切に利用できること」（２７．５％）と記載されている。このアンケート結果は訪問系サービスにもあてはまることだと思う。訪問系サービスの現状と課題に書き加えてほしい。 | ４３ページの現状と課題について，アンケート結果の内容は記載していませんが，「訪問系サービスは障がい者（児）が在宅生活を継続する上で欠かせないもの」という文言で表現しています。 | － |
| １６ | ４３ページ【１】訪問系サービス | 同行援護，行動援護と同じく重度訪問介護が重要で早急に整備されなければならない。 | 同行援護，行動援護は利用量の減少もあることから，見込量確保のための方策に特に記載しているものです。 | － |
| １７ | ４３ページ【１】訪問系サービス | サービスを使いたくても使えない現実をおさえ，見込量確保のための方策を再検討してほしい。 | 今後示される報酬改定等の内容を注視し，効果的な方策について，引き続き検討してまいります。 | ２ |
| １８ | ４３ページ【１】訪問系サービス | ヘルパーの移動時間を報酬算定に含めてほしい。 | 訪問系サービスの報酬算定となるのは，実際にサービス提供を行った時間であり，準備や移動に要した時間は含まれません。報酬単価は，国の基準に従って設定しているため，本市が単独で改定することは困難です。 | － |
| １９ | ４３ページ【１】訪問系サービス | 重度の人が夜中にパニックになった時に市民病院に入院できる様にしてほしい。 | 市民病院は，救命救急センターを有する高度急性期医療を担う病院です。精神科病床を有していない市民病院において，パニック症状の患者を受け入れる病床を確保することは困難ですが，身体的症状により緊急措置が必要な患者は夜間救急外来で受診は可能です。 | － |
| ２０ | ４５ページ【２】日中活動系サービス【見込量確保のための方策】 | アンケート調査結果で働いていない人が４９．１％，また福祉施設などで働いている人のなかで一般就労したいと思わない人が５６．７％。行政が掲げる一般就労を増やす目標が障がい者の希望に沿ったものではない。また，生活介護や就労支援継続支援事業についての総量規制の検討が盛り込まれているが，障がい者の社会参加をあまりに簡単に考えておられるのではないか。 | 一般就労の移行者数等は本市の実績と，国が示した指針に沿って設定したものですが，障がい者の社会参加を安易に考えるものではなく，日中活動の場の提供体制の確保等，個人の希望や心身の状況に応じた社会参加を促進したいと考えています。なお，総量規制は，適正な量を維持し，質の高いサービスを利用者に提供することを目的としており，特定のサービス種別について必要な供給量が確保できていると判断した場合に実施するものです。 | － |
| ２１ | ４６ページ【２】日中活動系サービス日中一時支援事業６２ページ７　日中一時支援事業（再掲） | 利用したい日に使えなかったと聞いた。病気，怪我，冠婚葬祭等急用で利用したい機会は誰にでも起こりうると思うので，供給量が今よりも増えてほしい。日中一時支援は単価が低いとも聞いたので，市独自の制度を作り，各事業所が日中一時支援事業を行いやすい環境を整えてほしい。 | 報酬単価については，他市等の状況を確認しているところです。引き続き，サービス提供体制の充実に努めてまいります。 | ３ |
| ２２ | ４７ページ【３】居住系サービス | 障がい者が求める居住スタイルはその障がいの特性によって様々である。アパートタイプの障がい者入所施設も必要。 | グループホームについては，これまでも整備を進めてきたこともあり，相当数の事業所が開設されているところです。また，アパートタイプのグループホームについても，サテライト型の採用により現在も対応可能と考えます。また，本市では住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を実施しており，借家希望で入居困難な場合は必要に応じて，相談，助言等の支援を行っています。 | － |
| ２３ | ４７ページ【３】居住系サービス | 重度の障がいをもつ人に対して「日中サービス支援型グループホーム」をすすめているが，福祉施設からの地域移行と逆行した施策ではないのか。日中型のグループホームは重度の人に対応ではなく，高齢の障がい者へ対応したものとなってほしい。 | 日中サービス支援型のグループホームは，常時の介護を要する人にとって，入所施設以外の選択肢となり，地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために必要なサービスであることから，地域移行を推進するために整備を進めてきたところです。なお，６５歳到達前までに入居している人は，引き続き障がい福祉サービスのグループホームの利用は可能です。 | １ |
| ２４ | ４７ページ【３】居住系サービス | ６６ページの障がい者へのアンケート結果では現在も３年後も家族や親族と暮らすという人が圧倒的多数で，グループホームや施設入所を望む割合は大変少ない。この目標設定は障がい者の希望を反映していないのではないか。 | 居住系サービスの見込量については，現在の利用状況等を踏まえて設定しております。 | － |
| ２５ | ４８ページ【４】相談支援５１ページ【６】障がい児相談支援 | 違いが記載されていないため，分かりづらいと思った。年齢だけの違いなのか，事業所でも何か明らかな違う点があるのであれば明記してほしい。 | おおむね対象者の年齢により，１８歳以上は相談支援，１８歳未満を障がい児相談支援と分けています。 | － |
| ２６ | ４８ページ【４】相談支援 | 相談支援専門員を増やしてほしい。また相談員の報酬改定か，改定が難しい場合市として新規参入できるような政策を求める。 | 計画（案）にお示ししているとおり，質の高い相談支援体制が求められる一方で，事業所からは人材不足や負担増の声が寄せられているところです。福山市障がい者総合支援協議会等の関係機関や，他職種と連携して，相談支援専門員の確保とサービス提供の質向上等に向けて取り組んでまいります。報酬単価は，国の基準に従って設定しているため，本市が単独で改定することは困難です。 | １ |
| ２７ | ４８ページ【４】相談支援 | 精神の相談ができるところが非常に少ないと聞いたことがある。増やしてください。 | 本市の計画相談事業所は２０２４年（令和６年）１月１日時点で，４２か所開設されており，そのうち精神の相談ができる事業所は，２６か所です。引き続き，相談場所の確保に努めてまいります。 | － |
| ２８ | ４８ページ【４】相談支援 | 地域移行支援，地域定着支援については，対象者を実家から自活生活になってしまった人や単身生活を始めることになった障がい者も含めて考えるべきではないか。 | 地域移行支援は施設・病院から退所・退院する障がい者を対象としていますが，地域定着支援は家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者も対象に含まれます。 | － |
| ２９ | ４９ページ【５】障がい児通所支援６２ページ８　障がい児等療育支援事業 | 訪問療育について，児童発達支援事業所との併用ができるようにしてほしい。現状事業所の開いている曜日が限られているし，利用できる事業所も少ない。 | 訪問療育を含む療育支援事業は，受給者証なしで利用が可能ですが，児童発達支援事業は，受給者証が必要となります。療育支援事業は児童発達支援事業を検討するきっかけとなる事業であり，定期的・継続的な療育支援が必要な場合は，児童発達支援事業で対応するものと考えます。よって併用利用は想定していません。 | － |
| ３０ | ４９ページ【５】障がい児通所支援 | 医療的ケア児や重症心身児の受け入れ先があっても重症心の表記がある通所受給者証でないと受け入れを断られるケースもある。もっと利用しやすいように改善すべきではないか。 | 医療的ケアスコア等の一定の条件を満たす場合に受給者証へ「医療的ケア」や「重症心身障がい」と記載します。対象児童の受け入れができる事業所は限られるため，医療的ケア児等の通所の場を確保するためにも，対象者の審査は必要と考えます。 | － |
| ３１ | ４９ページ【５】障がい児通所支援 | 放課後等デイサービスや児童発達支援について，利用したい事業所と契約できない中で，「児童発達支援，放課後等デイサービスの供給量が本計画に定める必要量を超える場合，総量規制を検討」と言われても納得できない。 | 総量規制は，特定のサービス種別について必要な供給量が確保できていると判断した場合に，適正な量を維持し，質の高いサービスを利用者に提供することを目的としています。各事業所には定員があるため，すべての方が希望する事業所を利用できる環境を整えることは困難ですが，事業者への研修等を通じて，いずれの事業所でも，質の高いサービスを提供できるよう取り組んでまいります。 | ２ |
| ３２ | ４９ページ【５】障がい児通所支援 | 必要量はどのように決めるのか。 | 必要量（＝見込量）については，これまでの実績やニーズ等を踏まえて設定しています。 | － |
| ３３ | ４９ページ【５】障がい児通所支援 | 放課後等デイサービスの職員の知識，理解，技術が乏しい。研修をしているといっているが，実際は子どもの対応ができていない。 | これまでも事業所に対する集団指導や実地指導の機会を通じて，職員に対する研修機会を確保するよう指導してきたところです。引き続き，職員の資質向上に向けた取組を進めてまいります。 | － |
| ３４ | ５４ページ【９】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」とは具体的にどのようなシステムなのか。 | 精神障がいの有無や程度にかかわらず，誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう，医療，障がい福祉，介護，住まい，社会参加（就労），地域の助け合い，教育が包括的に確保された体制づくりのことです。 | － |
| ３５ | ５４ページ【９】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 見込量確保のための方策に「地域での定着支援などを推進します」とあるが，どのような内容なのか。 | 地域での定着支援とは，施設や病院等に入所・入院した精神障がい者等を対象として，入所・入院中の支援や，退所・退院後の支援など，地域生活への移行に向けて各種サービスを活用し，定着にむけて取り組むことです。 | － |
| ３６ | ５４ページ【９】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 保健，医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数が年間１回しか見込量が設定されていないのはなぜか。 | 協議の場の開催回数については，福山・府中を一つの圏域とした「福山府中地域精神障がい者地域生活支援推進協議会」の会議開催数を計上しています。この会議とは別に，精神障がい等に関する個別の協議を行っています。 | － |
| ３７ | ５４ページ【９】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | １０ページの障がい者手帳保持者数の推移によると，精神障がい者手帳所持者は最近３年で６００人増加している。５４ページの精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の現状と課題の中で「精神障がい者が，地域の一員として自分らしく暮らすよう精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」にむけた体制づくりが必要です」と述べられている。しかし実績と見込は，手帳所持者の増加傾向にかかわらず，増えていない。どんな理由が考えられるのか。 | 地域移行支援や地域定着支援等の実績と見込が増えていない主な要因としては，それらのサービスを利用せず，本人の希望により病院からグループホームへ直接移行するケースや，対応できる事業所が限られていることが要因として挙げられます。そのため，相談支援体制の充実・強化に取り組んでまいります。また，対象者は退院後，通院を継続することが考えられるため，病院等を始めとした関係機関への周知啓発に努めてまいります。 | １ |
| ３８ | ５６ページ【１１】障がい福祉サービス等の質の向上 | 質の低下は度々感じる。危険なことがあっても，事故の検証をすることがない。日々の取組に対して，職員間でのケース会議もほとんどなされていない。日々の研修体制が整うようであってほしい。 | 職員の処遇改善に関する加算の申請勧奨等を行うとともに，事業所に対する集団指導や実地指導の機会を通じて，職員に対する研修機会を確保するよう指導してまいります。 | － |
| ３９ | ５７ページ【１２】地域生活支援事業１　相談支援事業 | 様々な相談支援事業を展開されているが，基幹相談支援センターが１か所，住宅入居等支援事業所１か所で見込量は果たして１か所でいいのかどうか分からない。住宅入居支援について手厚い支援ができる体制を整えておく必要がある。 | 障がい者基幹相談支援センターでは，近年，電話相談等の件数が増加傾向にあります。今後も相談件数を注視しながら，相談支援体制の確保，機能強化に取り組みます。また，住宅入居等支援事業は，リーフレットを作成し関係機関へ情報提供を行うなど事業周知を図る取組を進めているところです。引き続き，相談者に寄り添った支援となるよう努めてまいります。 | － |
| ４０ | ５７ページ【１２】地域生活支援事業１　相談支援事業 | 相談支援事業所等に相談しようとしたときに，電話対応のみと言われた。聴覚障がい者への合理的配慮としてもう少し，ファックス，メールなどで相談できる体制強化をお願いしたい。 | 聴覚障がい者への合理的配慮の提供として，ファックスやメールでも相談を受け，関係機関と連携しながら対応してまいります。 | － |
| ４１ | ５９ページ【１２】地域生活支援事業２　コミュニケーション支援事業等ボランティア養成講習年間修了者数 | 要約筆記の２０２４年度以降の見込量を各１０人から１５人に変更してほしい。 | 要約筆記のボランティア養成講習年間修了者数の見込量は，過去の受講者数・修了者数・受講状況などを考慮しているところです。引き続き，コミュニケーション支援者の養成に取り組んでまいります。 | － |
| ４２ | ５９ページ【１２】地域生活支援事業２　コミュニケーション支援事業等専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修年間修了者数 | 要約筆記の２０２４年度以降の見込量を各２人から３人に変更してほしい。 | 要約筆記者の専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修年間修了者数の見込量については，過去の修了者数などを考慮しているところです。引き続き，要約筆記者の養成に取り組んでまいります。 | － |
| ４３ | ６０ページ【１２】地域生活支援事業４　移動支援事業（再掲） | 事業所の車で安く外出ができるようにしてほしい。車での移動も移動支援に含めてほしい。 | 移動支援事業で自動車を利用する場合，ヘルパーが１名で運転者を兼ねるものであれば，報酬の算定ができるのは運転中の時間を除くものであり，ガソリン代等の実費について，最低限の必要額を利用者が負担するものとなります。 | － |
| ４４ | ６０ページ【１２】地域生活支援事業４　移動支援事業（再掲） | 医療的ケア等で通学バスの使用が難しい場合や就労の都合で送迎が難しい場合などに，移動支援を通学，通園時に利用できるようにしてほしい。 | 医療的ケアを要する児童の通学支援については，広島県の動向も注視しながら教育委員会とともに検討をすすめているところです。その他移動支援事業の利用条件については他市等の状況も踏まえ検討してまいります。 | － |
| ４５ | ６０ページ【１２】地域生活支援事業４　移動支援事業（再掲） | 移動支援の事業所が，増えて欲しい。移動支援は基本の金額も低く，加算もない。市として新規参入できるような政策（報酬改定は難しければ事業として新規参入と持続できる補助金など）を求める。 | 報酬単価については，他市等の状況を確認しているところです。引き続き，提供体制の充実に努めてまいります。 | ３ |
| ４６ | ６３ページ【１】アンケート結果等の概要１　市民アンケート調査結果（１）障がい者（１８歳以上）アンケート調査結果 | 重度訪問介護を使っている人がアンケートに答えていないようです。重度の障がい者を抱えている家庭の実態調査をしてほしい。 | 上位項目を抜粋しているため，件数の少ないものはグラフ等に掲載されていませんが，重度訪問介護の利用者も対象に含まれており，回答をいただいています。 | － |
| ４７ | ６４ページ【１】アンケート結果等の概要１　市民アンケート調査結果（１）障がい者（１８歳以上）アンケート調査結果 | アンケート結果の介護保険サービスに切り替わるとき同じサービス量や事業所を利用できないことを改善してほしい。 | 障がい福祉サービスから介護保険サービスに切り替わった場合，相当サービスがあるものについては，介護保険の利用が優先されます。ケースにより異なりますので，ケアマネジャー等を通じて，ご相談ください。 | － |
| ４８ | ６４ページ【１】アンケート結果等の概要１　市民アンケート調査結果（１）障がい者（１８歳以上）アンケート調査結果７５ページ（２）障がい児（１８歳未満）アンケート調査結果 | アンケート結果にあるように，どのようなサービスがあるのか，詳しい情報を提供してほしい。１冊の本に福祉サービス内容を纏め，それを見れば次は何をすれば良いのか・どんなサービスがあるのかを分かるようにしていただきたい。ホームページを見ても「詳しくはお問い合わせください」となっている。 | サービスの利用までの流れ，概要等については，福山市障がい者総合支援協議会が作成した「障がい福祉サービス等利用のご案内」を活用し，制度の周知を図っているところです。また，本市ホームページの掲載内容については，現在見直しを行っているところであり，より分かりやすい周知に努めてまいります。 | １ |
| ４９ | ７９ページ，８１ページ【１】アンケート結果等の概要２　事業所アンケート調査結果1. 障がい者支援に関する事業所調査結果
2. 障がい児支援に関する事業所調査結果
 | 障がい者事業所の，自己評価４１．０％や，利用者からの評価２４．４％の実施割合の低さはなぜなのか。障がい児事業所では，自己評価８０．８％，利用者からの評価７８．２％である。 | 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては，自己評価及び事業所を利用する障がい児の保護者による評価が行われ，その結果等の公表が適切に行われていない場合は，「自己評価結果等未公表減算」が適用されます。その他のサービスについては，同様の趣旨の減算がないため，実施割合が低いのではないかと考えます。 | － |

（３）　今後の施策の参考とするもの（　３１件）

| Ｎｏ | 意見要旨 | 類似の意見数 |
| --- | --- | --- |
| １ | 障がい基礎年金だけでは生活できない状況であるため，達成を目指すＳＤＧｓに「１貧困をなくそう」を入れてほしい。 | － |
| ２ | 市民アンケートの配布をメールやインターネット（Ｇｏｏｇｌｅフォーム）で行う。 | １ |
| ３ | ６５歳以上の方へ基本理念や基本目標に現状が近づいているか，分かるようなアンケートをとってほしい。 | － |
| ４ | パブリックコメントの提出方法にＧｏｏｇｌｅフォームを追加する。 | － |
| ５ | パブリックコメントを読んだり，意見をまとめるのに時間がかかるので，期間を延長するか，時期を早めるかしてほしい。 | － |
| ６ | 本計画の達成状況を「福山市社会福祉審議会」へ報告しますとあるが，福山市障がい者総合支援協議会にも達成状況の報告をするよう記載してほしい。 | － |
| ７ | 福祉施設入所者の実態調査・精神科病院入院者の実態調査をしてほしい。 | － |
| ８ | 施設入所者の削減を設定しないとされたことは，現実をしっかり見つめておられると思った。 | － |
| ９ | ケアマネジャーが障がい特性や制度についてご存じないと感じるため，相談支援専門員とケアマネジャーとの連携をしてほしい。 | － |
| １０ | 住み慣れた自宅で今まで通り生活できるよう訪問サービスなどが充実することを望む。 | － |
| １１ | 社会福祉協議会が運営していた居宅介護事業所を廃止したことを傍観していたに等しい行政は地域生活を維持するために一番必要で重要な居宅介護事業にかかわる人材の確保もできなかったことを反省なくして人材確保を語ることはおかしい。 | － |
| １２ | 生活介護は利用時間が短く，家族の就労時間が制限される。勤務先や社会の理解，制度向上が必要だ。 | － |
| １３ | グループホームの利用者数が大きく増加しているが，その背景の考察が必要だと思う。 | － |
| １４ | 重度の人が利用できるショートステイ・グループホームを市直営で建ててほしい。 | － |
| １５ | 相談支援事業，障がい児相談支援事業について，手続きの簡略化，効率化，加算を含む提出物の工夫等が必要。また基幹相談支援センターではなく，困難事例を担当する事業所の設置を求める。 | － |
| １６ | 相談できる病院が少ない。 | － |
| １７ | 発達障がいの子どもへ病院が理解をしてほしい。 | － |
| １８ | 精神科病院の監査を丁寧にしてほしい。 | － |
| １９ | グループホームから通所へ３か所利用者が行っている。その際，１か所は車の移乗の見守り等ができているが，２か所はあまり重要視されていない。 | － |
| ２０ | 市主催の催しで上映されるものは，全て字幕を付けてほしい。 | － |
| ２１ | 市主催の催しは手話だけでなく，要約筆記を付けてほしい。 | － |
| ２２ | リーデンローズ，すこやかセンターで安心して遠隔操作要約筆記ができるようなネット環境づくりをお願いしたい。 | － |
| ２３ | 身体障がい者手帳について，聴覚障がいの基準を４０デシベル以上にしてほしい。またその経過措置として，６９デシベル以下の軽度難聴者の補聴器購入に公費助成をしてほしい。 | － |
| ２４ | 人権交流センター，すこやかセンターのボランティアルームにフリーＷｉ-Ｆｉを設置してほしい。 | ２ |
| ２５ | 電話リレー法の登録手続きなどの説明会実施を希望する。 | － |
| ２６ | 資金不足で会報誌の発行もできません。団体への資金支援をしてほしい。 | － |
| ２７ | レジャー施設に大人のオムツ替えスペースが設置されたトイレがほしい。また長時間車いすに乗っている人が体を伸ばせる場所がほしい。 | － |
| ２８ | ミキサーや食事の持ち込みが可能かなど，えん下の難しい障がいのある人や高齢者が安心して利用できる飲食店の情報があればいい。また，車いすで入店できるかなど障がいがある人もない人も楽しく外食ができる場が増えてほしい。 | － |